

島本町町章の取扱いに関する要綱

(令和 6 年 1 2 月 2 6 日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、島本町の町章（昭和 4 3 年島本町告示第 5 0 号）に定める町章（以下「町章」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(権利の帰属)

第 2 条 町章に関する一切の権利は、町に帰属するものとする。

(取扱いの原則)

第 3 条 町章は、町を象徴するものであるため、町の尊厳を損なうことのないよう、適正かつ慎重に取り扱わなければならない。

2 町章は、次に掲げる場合に、これを使用することができるものとする。

- (1) 町の機関がその事務を処理する上で表示する必要があるとき。
- (2) 町の機関以外のものが、次条以下の規定による承認等を受けたとき。

(使用の申請)

第 4 条 町の機関以外の者で町章を使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、原則として使用を開始する日の 1 か月前までに、島本町町章使用承認申請書（様式第 1 号）又は W E B フォームにより、次に掲げる書類を添付して町長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 町章の使用箇所図（工作物にあつては、設置位置図）
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(申請の省略)

第 5 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請を省略することができる。

- (1) 町と共催する事業において使用するとき。
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 国又は他の地方公共団体が広報又はそれに準ずる業務の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (5) 町が民間企業及び関係団体と連携して町の P R を行う場合等、町の施策の推進上有益であると認められる事業に使用するとき。
- (6) 個人その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が申請を要しないと認めたとき。

(使用の承認)

第 6 条 町長は、町章の使用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 町の信用又は品位を損なうおそれがあるとき。
- (2) 営利目的で使用されるおそれがあるとき（その使用が収益に直接寄与するものとは認められない場合を除く。）。)
- (3) 自己の商標又は意匠とする等、独占的使用のおそれがあるとき。
- (4) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらに準ずる者の利益になるおそれがあるとき。
- (6) 人権侵害につながるおそれがあるとき。

- (7) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (8) その他町長が使用について適当でないと認めるとき。
- 2 町長は、第4条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、前項の規定により使用を承認するときは、島本町町章使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、使用条件を付することができる。
- 3 町長は、使用を承認することが不相当と認めたときは、島本町町章使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（承認内容の変更）

第7条 前条第2項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が承認された内容を変更しようとするときは、島本町町章使用変更承認申請書（様式第4号）又はWEBフォームにより、町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、島本町町章使用変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により使用者に承認の可否を通知するものとする。

（使用承認の取消し）

第8条 町長は、使用者が町章の使用について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の規定による承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請により承認を受けたとき。
- (3) 承認の際に付した使用条件に違反したとき。
- 2 町長は、前項の規定により使用の承認を取り消すときは、島本町町章使用承認取消通知書（様式第6号。以下「使用承認取消通知書」という。）により使用者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消通知書により通知があった日の翌日以降、町章を使用してはならない。
- 4 町長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。
- 5 町長が使用の承認を取り消したことにより使用者に損害が生じた場合であっても、町は、その責めを負わない。

（使用期間）

第9条 町章の使用の期間は、使用を開始する日が属する年度の末日を限度とし、使用が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに使用の申請を行い、承認を受けなければならない。

（責任の制限）

第10条 使用者が町章の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合であっても、町は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（庶務）

第11条 町章の使用承認に係る手続は、町章の管理を総括する課において行うものとする。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

様

島本町町章使用承認通知書

島本町長

年 月 日付けの島本町章使用承認申請書について、次のとおり承認します。

使用目的	
使用場所（箇所）	
使用数量	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
承認条件	<ul style="list-style-type: none">・ 島本町町章の取扱いに関する要綱を遵守すること。・ 町章の使用が申請内容と相違するおそれがある場合は、事前に申し出ること。

様

島本町町章使用不承認通知書

島本町長

年 月 日付けの町章使用承認申請書について、島本町町章の取扱いに関する要綱第6条の規定により、次の理由により承認しないことと決定したので、通知します。

不承認の理由	
--------	--

島本町町章使用変更承認申請書

年 月 日

島本町長 様

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

承認を受けている島本町町章を使用の内容を変更したいので、島本町町章の取扱いに関する要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

既に承認を受けた通知 の年月日及び番号	年 月 日付け 第 号
変更内容	
変更の理由	
添付書類	・変更の内容が確認できる資料
担当者連絡先 (申請者と異なる場合に記入)	氏名： 所属： 住所： 電話番号： メールアドレス：

様

島本町町章使用変更承認（不承認）通知書

島本町長

年 月 日付けで申請のありました町章の使用変更については、次のとおり決定しましたので、通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認（理由： ）
既に通知した承認の 年月日及び番号	年 月 日付け 第 号
変更内容	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
承認条件	

様

島本町町章使用承認取消通知書

島本町長

年 月 日付けで通知した町章使用承認について、島本町町章の取扱いに関する要綱第8条の規定により、次の理由により取り消します。

なお、この通知があった日の翌日以降、承認を受けた事業での使用はできません。

既に通知した承認 の年月日及び番号	年 月 日付け 第 号
承認取消理由	